

自己資本の構成に関する開示事項(平成26年3月期第1四半期)

【三井住友トラスト・ホールディングス】

(連結・国際統一基準)

(単位:百万円、%)

項目		経過措置 による 不算入額	国際様式の 該当番号
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	1,715,898		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	906,874		1a
うち、利益剰余金の額	809,554		2
うち、自己株式の額(△)	531		1c
うち、社外流出予定額(△)	-		26
うち、上記以外に該当するものの額	-		
普通株式に係る新株予約権の額	22		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	-	135,152	3
普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	2,467		5
経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	28,650		
うち、普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額	28,650		
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,747,039		6
普通株式等Tier1資本に係る調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	180,173	8+9
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	111,314	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	-	68,859	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	23,258	10
繰延ヘッジ損益の額	-	△ 4,401	11
適格引当金不足額	-	91,727	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	11,922	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	14
前払年金費用の額	-	107,505	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	57	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	-	39,790	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	25
その他Tier1資本不足額	-		27
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	-		28
普通株式等Tier1資本			
普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	1,747,039		29

その他Tier1資本に係る基礎項目			
その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額	-		31a
その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-		31b
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-		32
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-		
その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額	13,474		34-35
適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	490,500		33+35
うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	238,500		33
うち、銀行持株会社の連結子法人等(銀行持株会社の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	252,000		35
経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	△ 248		
うち、その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	△ 248		
その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	503,726		36
その他Tier1資本に係る調整項目			
自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	38
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	20,505	39
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	40
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	167,853		
うち、旧持株告示第二条の算式における基本的項目に該当する部分の額	167,853		
Tier2資本不足額	-		42
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	167,853		43
その他Tier1資本			
その他Tier1資本の額((二) - (ホ)) (ヘ)	335,872		44
Tier1資本			
Tier1資本の額((ハ) + (ヘ)) (ト)	2,082,911		45
Tier2資本に係る基礎項目			
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額	-		46
Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-		
Tier2資本調達手段に係る負債の額	-		
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-		
Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額	2,853		48-49
適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	772,118		47+49
うち、銀行持株会社及び銀行持株会社の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		47
うち、銀行持株会社の連結子法人等(銀行持株会社の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	772,118		49
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	10,104		50
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	10,104		50a
うち、適格引当金Tier2算入額	-		50b
経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	99,161		
うち、その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	99,161		
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	884,238		51

Tier2資本に係る調整項目			
自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	-	53
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	102,718	54
その他金融機関等のTier2資本調達手段の額	-	5,400	55
経過措置によりTier2資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	66,071		
うち、旧持株告示第二条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額	66,071		
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	66,071		57
Tier2資本			
Tier2資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	818,167		58
総自己資本			
総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	2,901,078		59
リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	412,392		
うち、旧持株告示第二条の算式における基本的項目、補完的項目及び控除項目に該当しない部分の額	412,392		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	18,576,460		60
連結自己資本比率			
連結普通株式等Tier1比率((ハ)/(ヲ))	9.40%		61
連結Tier1比率 ((ト)/(ヲ))	11.21%		62
連結総自己資本比率((ル)/(ヲ))	15.61%		63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	144,326		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	41,347		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	128,316		75
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額	10,104		76
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	14,826		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		78
適格引当金に係るTier2資本算入上限額	91,245		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	490,500		82
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	54,500		83
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	772,118		84
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	72,150		85